

進めよう！協働のまちづくり

問協働のまちづくり課（☎928-1051）

協働のまちづくり基金を活用した市民活動スタートアップ事業を紹介します。

「大東大仙山古墳」の魅力を発信
「御領の古代ロマンを蘇らせる会」



スタンプラリーの様子



冊子「大東古墳群」

今年度、同会は前方後円墳を紹介しました。冊子は公民館などでの事業でテキストとして活用してもらったりするため、地元の学校などに配布する予定です。

「ふくやままちづくり大学」は、人がつながり、学び合って、出会いと学びの場です。
※1講座のみの受講も可。詳しくは市HPや公民館などに設置のチラシに掲載

まちづくり大学

専門人財の力を借りてNPOや地域の課題を解決しませんか？

「プロボノ」を活かしたまちづくり講座

仕事のスキルや経験を生かした社会貢献活動「プロボノ」。ITや広報、団体運営、会計、総務など、専門的な知識やスキルをもつ人財の力を借りて悩みを解決する仕組みについて、学ぶことができます。

時 2月17日(土)午後5時～7時
所 市民参画センター(本町)

内 ○午後5時～6時：「プロボノ」を活かしてNPO活動や地域活動をさらに広げるには？
○午後6時～：具体的な活動事例(まちサポート「プロボノ」1DAYチャレンジ)の発表会
△講師…嵯峨生馬さん(認定NPO法人サービスグラン代表理事)
申問 まちづくりサポートセンター(☎923-9006) ※詳しくは市HPに掲載

高校生から40代までが中心となって活動している同会。地域の宝を知り、それを誇りに思ってほしい。自分たちが今暮らしている場所で、古代の人々がどのように生きていたのかを想像するとわくわくする」と、同会メンバーは古代に思いをはせ、楽しみながら活動に取り組んでいます。

西学区まちづくり推進委員会では、ホームページを設立して学区行事などの情報発信に取り組んでいます。フィールドワークではホームページの立ち上げの経過や取り組みの効果などを説明します。学区のホームページ設立などを検討している皆さんに薦めたい講座です。



今がチャンス！鉢ばらの植え替え

明けましておめでとうございます。ローラです♪
今月もばらは休眠中。ほとんど活動していないので根へのダメージが少なく、鉢ばらの植え替えに最適です。鉢底の穴から根が出ている場合や何年も植え替えしていない場合は、鉢の中で根詰まりしているかもしれませんので次のとおり植え替えをしてあげてね。

まず植え替え前に、細い枝や枯れた枝は切り戻し、株を休ませるために葉は全部取ります。次に株を鉢から抜き根をほぐして土を落としたら、長く伸びた根や傷んだ根は切れます。根を水で洗った後は、乾かさないように気をつけながら根を広げて植え付けていってね。最後に水をたっぷり与えたら完了です♪

今年も1年、ばらとローラをよろしくお願いします♡



~100万本のばらのまち福山~

シリーズ223 高めよう！人権意識 心のかけ橋

問人権・生涯学習課（☎928-1006）

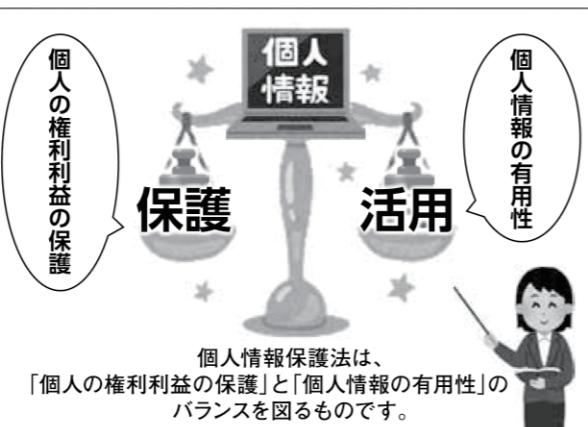
個人情報保護法が改正されました

個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」を目的に個人情報を適正に取り扱うための基本的事項を定めた法律です。

法律は2015年9月に改正され、2017年5月30日に施行されました。改正前の個人情報保護法では、個人情報の取扱件数が5,000件を超えていましたが、改正後は個人情報を取扱う事業者や団体は法

自治会(町内会)との関係は？

個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」を目的に個人情報を適正に取り扱うための基本的事項を定めた法律です。



個人情報保護法は、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るもので

何に気をつけたらいいの？

各自治会(町内会)で会員名簿作成のために個人情報を収集する場合は主に次のことに気をつけましょう。

①個人情報の利用目的を明確に伝える名簿を使う目的を明らかにし、本人の同意を得てから収集しましょう。また、収集する情報は必要最小限にとどめることが大切です。もし、本人の同意が得られない項目がある場合は、名簿に載せることはできません。

問 情報管理課（☎928-1138）

人権は

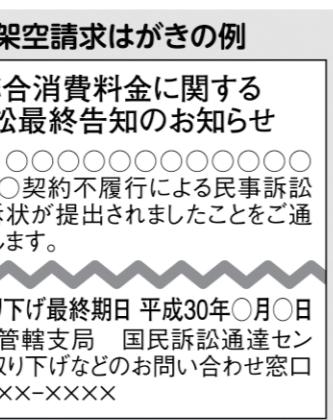
差別をなくす 合言葉

個人情報の取り扱いについて困ったときは

個人情報の保護は大切ですが、必要なことには使わない

個人情報の保護は大切ですが、必ず以上の保護は地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助け合いなどが難しくなります。適正な管理を行い、有効に活用することが大切です。

市では、個人情報の保護や考え方について、「出前講座」を実施しています。個人情報の取り扱いについて何か困ったことがあれば、出前講座を活用し、自治会(町内会)のよい良い運営に役立ててください。



はがきには「裁判取り下げ最終期日」や「差出人・法務省管轄支局」として書かれています。慌てて電話をしてしまうと、弁護士を名乗る者から「お金を払えば裁判を取り下げる」などと言われ、コンビニの電子マネーギフト券などを買って番号を教えるよう要求されます。

対策は、相手にしないで電話をかけないこと。身に覚えがない請求には応じる必要はありません。お金を払ってしまう前に相談しましょう。

問 消費生活センター（☎928-1188）

1件でも取り扱う事業者や団体は法

